

【川崎市社会福祉協議会、各区社会福祉協議会での
ボランティア活動保険保険料の支払手続き方法の一部変更について】

令和4年1月17日よりゆうちょ銀行の料金新設・改定が行われることに伴い、川崎市社会福祉協議会および、市内各区社会福祉協議会でのボランティア活動保険の支払い手続き方法を下記のとおり変更します。

保険種類	変更前	<u>変更後</u>
ボランティア活動保険	郵便局窓口又はATMにて保険料を振込	社会福祉協議会窓口にて保険料を支払

※ボランティア活動保険以外の保険については、手続き方法に変更ございません。

※川崎市内の各社会福祉協議会での取り扱い方法の変更となります。川崎市外についてはそれぞれの社会福祉協議会の取扱方法をご確認ください。

※取扱方法の変更があるのはボランティア活動保険のみとなります。その他の取扱については変更ありません。郵便局での払込と社協窓口での手続きをお願いします。

お問い合わせ(TEL) 対応時間 8:30~17:00(月~金)

川崎市社会福祉協議会	044-739-8718	高津区社会福祉協議会	044-812-5500
川崎区社会福祉協議会	044-246-5500	宮前区社会福祉協議会	044-856-5500
幸区社会福祉協議会	044-556-5500	多摩区社会福祉協議会	044-935-5500
中原区社会福祉協議会	044-722-5500	麻生区社会福祉協議会	044-952-5500

(ゆうちょ銀行 HP より抜粋)

各種払込みサービスを現金で利用する場合の料金加算

窓口やATMにおける各種払込みサービスのご利用にあたって、現金でお支払いの場合には、1件ごとに料金110円が加算されます。

「払込料金加入者負担」(料金受取人負担)の払込取扱票による払込みなど、受取人様が払込み料金を負担する場合であっても、加算料金は払込人様にお支払いいただきます。

通帳またはキャッシュカードを利用し、口座からお支払いの場合、料金に変更はございません。

<対象サービス>

通常払込み、ゆうちょ Pay-easy (ペイジー) サービス、電信払込み